豊中市立保健センターの施設の使用料の減免に関する要綱

（目的）

第１条 この要綱は，豊中市保健センター条例（昭和４２年豊中市条例第１０号。以下「条例」という。）第８条第３項に規定する使用料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（減免の範囲）

第２条 市長は，条例第８条第３項の規定に基づき，使用料の減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当し，特に必要があると認めるときは，使用料を免除することができる。

(1) 公用のために使用するとき。

(2) 前各号に掲げるもののほか，市長が特別の理由があると認めるとき。

（施行細目）

第３条 前各条に定めるもののほか，この要綱の施行について必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成２７年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和６年３月１６日から施行する。